

警察庁 丁保発第33号
令和7年2月26日

(公社) 全国火薬類保安協会会長 殿

警察庁生活安全局保安課長

火薬類の適正な管理について（依頼）

貴団体におかれましては、平素より火薬類の製造、販売等に係る事件・事故の防止につき深い御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本年4月から10月まで2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）が開催される予定であり、警察庁では、危害の未然防止を図るため各種施策を推進しているところであります。しかし、火薬類の保管管理に適切さを欠くことがあれば、これを悪用した不測の事態の発生も懸念されます。

貴団体におかれましては、各会員に対して、

- ・ 火薬庫・火薬類貯蔵施設における火薬類の保管状況、保安体制等を再点検し、火薬類の盗難又は紛失防止の徹底を図ること
- ・ 火薬類の運搬中における盗難又は紛失事故を防止するための各種防護対策の強化に努めること
- ・ 火薬類を譲渡する場合の手続を遵守すること
- ・ 火薬類消費場所等における火薬類の適正な管理・取扱い及び火薬類関係帳簿の記載を確実にし、盗難・不正流出の防止に努めること

はもとより、

- ・ 火薬類の盗難又は紛失事故の発生や不審者発見時には、直ちに警察官に届けること
- ・ 開催地域等において火薬類を運搬する場合には、計画的に行うとともに、必要に応じ、その方法等について警察と協議すること

について、御協力いただきますようお願い致します。